文京区自転車活用推進計画等策定支援業務委託プロポーザル募集要項

**1　募集目的及び事業概要**

　　自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第11条第１項の規定に基づき、文京区自転車活用推進計画を策定し、区の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る。あわせて、安全で快適な自転車走行空間を整備することを目的とした自転車ネットワーク計画を、文京区自転車活用推進計画を踏まえ、策定する。

**2　業務委託内容**

 別紙「仕様書」のとおり

**3　提案限度額**

　　16,433千円（税込み）

　　提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とします。

**4　契約期間**

　　令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

**5　参加資格**

　次の条件をすべて満たすこと。

 (1) 対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。

 (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

 (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）による指名停止を受けていないこと。

 (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23文総契第306号）第4条の入札参加除外措置を受けていないこと。

 (5) 本委託における主任技術者は、次に掲げるいずれかの技術資格を有すること。

ア　技術士総合技術監理部門

イ　技術士建設部門（都市及び地方計画）又は（道路）

ウ　ＲＣＣＭ（都市及び地方計画）又は（道路）

**6　応募手続等について**

【選定スケジュール（予定）】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 内容 | 実施期間 |
| 1 | 募集要項の公表 | 令和2年10月15日（木） |
| 2 | 質問の受付 | 10月15日（木）～10月30日（金） |
| 3 | 質問に対する回答期限（中間締切日）(令和2年10月20日（火）午後5時までに受け付けた分) | 10月23日（金） |
| 4 | プロポーザル参加希望書の提出期限 | 10月23日（金）午後5時 |
| 5 | 質問に対する回答期限（最終締切日） | 11月6日（金） |
| 6 | 参加申込書及び提案書類の提出期間 | 11月9日（月）～11月13日（金） |
| 7 | 第一次審査：書類審査 | 11月30日（月） |
| 8 | 第一次審査結果通知送付（全参加事業者） | 12月7日（月）（予定） |
| 9 | 第二次審査：プレゼンテーション、質疑応答 | 12月23日（水）（予定） |
| 10 | 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者） | 令和3年1月中旬 |
| 11 | 契約締結 | 4月1日（木） |

1. 質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、「質問書」（様式第3号）に簡潔に質問を記入の上、連絡用メールアドレス宛て、電子メールにより提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和2年10月15日（木）から10月30日（金）午後5時まで |
| 連絡用メールアドレス | b450500@city.bunkyo.lg.jp件名は、「【自転車活用推進計画プロポーザル】質問書（事業者名）」としてください。 |
| 区からの回答 | 令和2年10月20日(火)午後５時までに受理した質問は、10月23日(金)までに、区ホームページに公開する。令和2年10月30日(金)午後５時までに受理した質問は、プロポーザル参加希望書を提出した全ての事業者に、令和2年11月6日(金)までに同じ内容を電子メールにより回答します。 |

1. 参加希望書の提出

本プロポーザル選定への参加を希望する事業者は、次の通り「プロポーザル参加希望書」（様式第４号）に必要事項を記入の上、提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和2年10月15日（木）から令和2年10月23日（金）午後5時まで（必着） |
| 連絡用メールアドレス | b450500@city.bunkyo.lg.jp件名は、「【自転車活用推進計画プロポーザル】参加希望書提出（事業者名）」としてください。 |

1. 参加申込書の受付

本プロポーザルに参加を申し込みする応募事業者は、あらかじめ、12「問合せ先」に記載の担当者に電話連絡の上、来訪日時を予約し、提出書類を提出先へ持参してください。郵送その他の方法により提出された書類は、無効とします。

ア　提出書類の受付及び提出方法

|  |  |
| --- | --- |
| 受付期間 | 令和2年11月9日（月）から11月13日（金）まで |
| 受付時間 | 午前9時から午後4時まで（正午から午後１時までは除く。） |
| 提 出 先 | 文京区土木部管理課交通安全係（文京シビックセンター19階南側）文京区春日一丁目16番21号 |
| 留意事項 | 1. 11月13日（金）午後4時を過ぎてなされた提出は、理由の如何を問わず、無効とします。
2. 提出期限後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差替え、追加等の変更は出来ません。
3. 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とします。
4. 提出された書類は一切返却しません。
5. 提出された書類等は、無断で事業者の選定以外の目的のために使用することはありません。
6. 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届を令和2年11月13日（金）午後4時までに提出してください。
 |

イ　提出書類：参加申込時

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 内容 | 様式番号 | 備考 |
| 1 | 参加申込書 | 様式第1号 |  |
| 2 | 提出書類一覧表 | 指定なし |  |
| 3 | 企画提案書 | 指定なし | 「文京区自転車活用推進計画等企画提案書作成要領」参照 |
| 4 | 実施体制調書 | 様式第2号 |  |
| 5 | 業務実施スケジュール | 指定なし |  |
| 6 | 見積書 | 指定なし |  |
| 7 | 見積書内訳 | 指定なし |  |
| 8 | 会社概要・事業経歴 | 指定なし | 様式自由、パンフレット可 |
| 9 | 法人代表者の履歴書 | 指定なし |  |
| 10 | 業務実績書 | 様式第5号 |  |

ウ　提出体裁

提出する書類は、①正本、②副本、③選定用ファイルとします。用紙サイズはパンフレットを除き、原則Ａ４判とします。表紙・裏表紙を除き、両面印刷で作成とし、各ページの下中央部に通し連番を付してください。提出書類一式は、上記イの記載順に基づきフラットファイル等に綴り、書類ごとにタックインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにしてください。また、あわせて提出書類の電子データを納めたＣＤ－Ｒ等の記憶媒体を提出してください。なお、正本、副本、選定用ファイルの部数と添付する書類は次のとおりとします。

① 正本（１部）

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。正本に添付する書類は上記イの１から９までの原本とします。

② 副本（２部）

任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。副本に添付する書類は正本の写しとします。

③ 選定用ファイル（６部）

選定用ファイルは任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみを記入することとします。なお、添付する書類は、上記イの３～６の正本の写しとし、事業者名が分からないようにしてください。

1. 参加要件審査結果の通知

区は、参加申込書に基づき事業者の参加資格を審査し、結果について各事業者宛てに文書で通知します。

**7　選定方法**

　　選定は、プロポーザル方式とし、選定委員会によって次のとおり審査します。

1. 第一次審査

第一次審査は、参加事業者から提出された企画提案書等をもとに、書類審査により委託候補事業者を上位3者程度選定します。

1. 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者が、企画提案書等に基づき1者あたり15分以内でプレゼンテーションを行います。その後、選定委員から15分程度の質疑応答を行います。

なお、プレゼンテーションは主任技術者または担当技術者が行うこととします。

1. 委託候補事業者の選定

委託候補事業者は、第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点が最も高い参加事業者を契約交渉順位第1位、評価点の2番目に高い参加事業者を契約交渉順位第2位として選定します。なお、区の定めた基準点に満たない場合は、順位にかかわらず選定しません。

**8　結果通知及び公表**

1. 第一次審査結果は、審査を行った全ての参加事業者に郵送で通知します。

なお、第一次審査で選定された参加事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知します。

1. 最終結果は、第二次審査を行った全ての参加事業者に郵送で通知します。
2. 審査の透明性を図るため、次の項目をホームページで公表します。

なお、審査結果に係る問合せには応じません。

【公表する項目】

　　ア　事業名

　　イ　業務概要

　　ウ　選定した日

　　エ　契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地

　　オ　契約交渉順位第1位の事業者が提案した見積金額

　　カ　選定結果（参加者名は、番号等に置き換えます。）

**9　情報公開の取扱い**

文京区情報公開条例（平成12年3月文京区条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、同条例第7条各号の非公開情報を除き、公開します。

なお、公開の可否は区が判断します。

**10　無効・失格**

1. 提出された企画提案書等に虚偽の記載があった場合又は本募集要項に適合しない場合は無効とします。
2. 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とします。
3. 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、無効とします。
4. 他の事業者等の申込み等を妨害した場合は、失格とします。
5. (1)及び(3)に該当する場合は、文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18文総契第347号）に基づき、指名停止を行うことがあります。

**11　契約**

　　契約に当たっては、契約交渉順位第1位の委託候補事業者と提案内容に基づき仕様内容を協議の上、決定します。契約交渉順位第1位の委託候補事業者との協議が不調となった場合、契約交渉順位第1位の委託候補事業者が契約締結までの間に上記「5参加資格」を有しなくなり、失格となった場合又は文京区の指名停止処分に該当することとなった場合は、契約交渉順位第２位の委託候補事業者を繰り上げ、協議を行うこととします。

**12　問合せ先**

　　文京区土木部管理課交通安全係　担当者名　吉田

　　ＴＥＬ　03－5803－1244

　　ＦＡＸ　03－5803－1359

　　メールアドレス　b450500@city.bunkyo.lg.jp